

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 7月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋5階、原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)保持ポンプ室前通路に設置されている、換気空調系のダクト継ぎ手部(原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器プリコートポンプ室側へ分岐する箇所)において、変形があり空気流出が認められたため、当該ダクト継ぎ手部を点検・修理。	GIII	
2	1号機	タービン建屋3階、エレベータホールの窓枠において、ゴムパッキンの破損が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GIII	